

# 令和8年度 組合等エキスパート派遣事業 実施要領

茨城県中小企業団体中央会

## 1. 目 的

中小企業は、物価高騰や人件費上昇、深刻な人手不足に直面しているほか、人口減少の進行による需要減少、デジタル化の進展、海外情勢や為替の変動による影響、環境経営への取り組み、諸制度改正に伴う対応など課題が山積している。

組合等においても、組合員の加入脱退、持分払戻し方法など、組合と組合員間の法的な問題、組合員数の減少に伴う共同事業の停滞や財政基盤の悪化、組合事務のデジタル化への対応などの課題を抱えている。

中小企業が抱える課題について組合等を通じた共同での取り組みや、組合等自体の課題を解決するための一助とすべく、各分野の専門知識及び経験等を有する専門家を派遣する。

## 2. 対 象

本事業の対象者は、次に掲げる当会会員の組合等とする。

- (1) 中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律に規定する組合等
- (2) 商店街振興組合法の規定に基づく組合等
- (3) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の規定に基づく組合等
- (4) 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の規定に基づく組合等
- (5) 農業協同組合法の規定に基づく農事組合法人で、その構成員のうち、3分の2以上が中小企業基本法に規定する中小企業者であること
- (6) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づく法人及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づく公益社団法人で、その社員（構成員）のうち、3分の2以上が中小企業基本法に規定する中小企業者であること
- (7) 2者以上の中小企業者が共同出資する会社法の規定に基づく株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社また、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律に基づく特例有限会社で、以下※に記載の企業でないこと。
- (8) 有限責任事業組合契約に関する法律に基づく有限責任事業組合（LLP）で、その構成員（組合員）の3分の2以上が中小企業基本法に規定する中小企業者であること。
- (9) 任意団体等で、その構成員の3分の2以上が中小企業基本法で規定する中小企業者であること。
- (10) 信用金庫法に基づく法人で、その構成員（組合員）の3分の2以上が中小企業基本法に規定する中小企業者であること。

※中小企業基本法に規定する中小企業者であっても、次のいずれかに該当する企業（みなし大企業）は、中小企業者と見做さない。

- ① 発行株式の総数又は出資総額の2分の1以上を同一の大企業が有している中小企業
- ② その出資総額の3分の2以上が中小企業基本法に規定する中小企業者が出資していること。
- ③ 役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は従業員が兼務している中小企業

### 3. 実施内容

中小企業が抱える経営課題について組合を通して解決する取り組み及び組合等が直面している課題解決の一助とするため、各分野の専門知識や経験等を有した専門家を派遣する。

専門家を派遣する経営課題等のテーマとしては、中小企業経営及び組合等運営に係る法律、税務、経営、労働、事業承継、販路開拓、デジタル化や環境問題及び諸制度改正への対応及びその他専門家派遣が必要と認める内容とする。

但し、当会が令和8年度に実施する「組合等課題解決事業」において実施する事業と同一の内容及び同一の講師、同一の時期等で行おうとする場合は、本事業の対象としない。また、複数の組合等が同一内容、同一時期に専門家派遣を希望した場合は、併せて実施する。さらに、当会が他の組合等も対象とした方が有効であると判断した場合は複数の組合等を対象とする。

なお、専門家とは各分野における知識や経験等を有した者をいい、経歴や指導実績などにより当該専門家を選定した理由を明確にする。

### 4. 実施方法等

(1) 本事業は、次の内容により実施する。

- ① 同一年度内において、1組合等あたりの派遣上限回数は2回までとする。
- ② 本事業で支出する経費のうち中小企業連携組織対策事業費補助金の対象とする1回あたりの経費は、72,000円(税込)を上限額とする。なお、専門家の謝金及び旅費、その他の経費については、当会の規程等に基づき支給するものとする。
- ③ ②の上限額を超える場合や、上限額を超えなくとも、当会の規程等に定める金額を超える分の経費は、対象組合等が負担するものとする。
- ④ 組合等の都合により専門家の派遣が中止となった場合における経費は組合等が全額負担するものとする。

(2) 本事業は、次の手順により実施する。

- ① 2.対象に掲げる(1)～(4)の組合等が本事業を利用しようとするときは、「組合等エキスパート派遣事業実施希望届出書(様式1-1)」、また、(5)～(10)の組合等が本事業を利用しようとするときは、「組合等エキスパート派遣事業実施希望届出書(様式1-2)」を事業実施予定日の原則3週間前までに当会に提出するものとする。
- ② 当会は、組合等から当該届出書を受領し、その内容が適正と認められる場合は、組合等エキスパート派遣事業実施計画書(様式2)」により実施計画を立案する。同計画の決裁後、様式3により組合等に通知するものとする。併せて、様式4により専門家等に指導依頼をするものとする。
- ③ 専門家は、事業実施前に「報酬及び旅費の支払依頼書(様式4-1)」に必要事項を記載し、当会に提出するものとする。
- ④ 専門家は、事業実施後速やかに「令和8年度組合等エキスパート派遣事業専門家指導報告書(様式4-2)」を作成し、当会に提出するものとする。
- ⑤ 組合等で(1)の③・④で記した経費負担がある場合、当会は事業実施後、また事業中止が

決定した後に、組合等に組合等負担分の金額を請求し、組合等は当会に負担金を納入するものとする。

## 5. 対象経費

本事業で支出することができる経費は次のとおりとする。

謝金	専門家の謝金
旅費	専門家の旅費、当会職員の旅費
会場借料	研修会等の会場使用料 ただし、事業対象組合等の会議室を使用する場合は対象外とする
資料費	事業遂行に必要な資料購入に関する経費
印刷費	事業遂行に必要な印刷に関する経費
車両借上料	車両（レンタカー、バス会社等に支払う費用等）の借り上げに対する費用
借損料	パソコン、プロジェクター、スクリーン、Wi-Fi ルーター等の借損料 ※会場外から借用する場合のみ対象とする 事業対象組合等が保有するものを使用する場合は対象外とする
見学実習手数料	視察・見学等を実施する際の入場料や見学科
消耗品費	事業遂行に必要な消耗品購入に関する経費
通信運搬費	組合等宛案内文書、専門家（講師）宛文書等の郵送費





(様式2)

## 令和8年度組合等エキスパート派遣事業実施計画書

### 1. 実施計画

(1) 対象組合等 (対象者)	
(2) 実施内容 (テーマ及び主な内容)	
(3) 実施回数	回
(4) 実施年月日	令和 年 月 日 ( ) : ~ : 令和 年 月 日 ( ) : ~ :
(5) 実施場所	(施設名) (住所) (電話)
(6) 専門家	(氏名及び役職) (住所) (電話)

### 2. 事業費執行予算

<支出の部>

費目	金額	備考
	円	
	円	
合計	円	

<収入の部>

費目	金額	備考
中小企業連携組織対策 事業費補助金支出額	円	
組合等負担金	円	
合計	円	

(様式3)

茨 中 発 第 号  
令 和 年 月 日

〇〇〇〇 (組合等名)

理事長 〇〇 〇〇 殿

茨城県中小企業団体中央会

## 令和8年度組合等エキスパート派遣事業の実施について

貴組合から提出された令和8年度組合等エキスパート派遣事業実施希望届出書の内容は、本事業の目的に合致しているため、下記のとおり実施することとしましたので通知いたします。

### 記

1. 実施日時 令和〇年〇月〇日 (〇) 〇〇 : 〇〇 ~ 〇〇 : 〇〇
2. 実施場所 〇〇〇〇
3. 実施内容 「〇〇〇〇」  
専門家 〇〇 〇〇 氏

### 【お問い合わせ】

〒310-0801 水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館8階

茨城県中小企業団体中央会

TEL : 029-224-8030 FAX : 029-224-6446

E-mail : [shien@chuoukai-ibaraki.jp](mailto:shien@chuoukai-ibaraki.jp)

(様式4)

茨中発第 号  
令和 年 月 日

〇〇〇〇 殿

茨城県中小企業団体中央会  
会長 阿部 真也

## 指導依頼について

平素は格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当会では、組合等が抱える専門知識を有する課題について、専門家を派遣して課題解決を図ることを目的とした事業を実施しております。

つきましては、御多用中とは存じますが、〇〇〇〇（組合等名）に対して、下記により御指導賜りたくお願い申し上げます。

なお、同組合への指導に際しましては、別添の「令和8年度組合等エキスパート派遣事業における報酬及び旅費の支払依頼書」を事前に、「令和8年度組合等エキスパート派遣事業専門家指導報告書」を指導後に御提出くださいますよう併せてお願い申し上げます。

### 記

- 実施日時 令和〇年〇月〇〇日（〇）〇〇：〇〇～〇〇：〇〇
- 実施場所 〇〇市△△〇〇番地「〇〇〇〇」  
TEL：xxx-xxx-xxxx
- 内 容 「〇〇〇〇」
- 対 象 〇〇〇〇（組合等名）の組合員等
- 謝 金 等 金××，×××円  
（謝金 xx,xxx 円、消費税 x,xxx 円、旅費 x,xxx 円、消費税 x,xxx 円）
- お問い合わせ 〒310-0801 茨城県水戸市桜川2丁目2番35号 茨城県産業会館8階  
茨城県中小企業団体中央会  
TEL：029-224-8030 FAX：029-224-6446  
E-Mail：shien@chuoukai-ibaraki.jp



(様式4-2)

## 令和8年度組合等エキスパート派遣事業専門家指導報告書

専門家名 \_\_\_\_\_

組 合 等 名	
対 象 者 ( 人 数 )	
実 施 場 所	
実 施 年 月 日	令和 年 月 日 ( ) : ~ :
主な指導内容	

\*添付書類[指導資料]